

産業環境常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第三分科会）

平成25年9月17日（火曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 若松東征君 | 副委員長 | 磯飛清君  |
| 委員  | 星宏子君  | 委員   | 齋藤寿一君 |
| 委員  | 人見菊一君 | 委員   | 中村芳隆君 |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

|                          |        |                          |        |
|--------------------------|--------|--------------------------|--------|
| 産業観光部長                   | 斉藤一太君  | 産業部<br>政策審議官             | 木下昭彦君  |
| 農務畜産課長                   | 川嶋勇一君  | 農務畜産課長<br>補佐             | 富山芳男君  |
| 農務畜産課<br>主幹              | 大武康弘君  | 農業振興係長                   | 相馬和男君  |
| 畜産振興係長                   | 若目田治之君 | 堆肥センター<br>所長             | 金田文男君  |
| 農林整備課長                   | 邊見修君   | 農林整備課長<br>補佐兼<br>林務係長    | 関谷逸夫君  |
| 農村整備係長                   | 佐藤正規君  | 地籍調査係長                   | 伊藤隆君   |
| 商工観光課長                   | 佐藤章君   | 商工観光課長<br>補佐兼<br>商工係長    | 八木沢信憲君 |
| 観光係長                     | 板橋信行君  | 雇用推進室長                   | 宇都野淳君  |
| 雇用推進室<br>農観商工連携<br>担当副主幹 | 粟野誠一君  | 雇用推進室<br>企業立地<br>担当副主幹   | 渡辺直次郎君 |
| 農業委員会<br>事務局長            | 平井英樹君  | 農業委員会<br>事務局長補佐<br>兼農政係長 | 津久井真樹君 |
| 農地係長                     | 三輪敦君   |                          |        |

出席議会議務局職員

書記 小磯孝洋君

## 議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

### 〔農業委員会事務局〕

- ・ 農業委員会事務局長挨拶

#### 予算審査

- ・ 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 4 号）

#### 決算審査

- ・ 認定第 1 号 平成 2 4 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ その他

### 〔産業観光部〕

- ・ 産業観光部長挨拶

### 〔農務畜産課〕

#### 予算審査

- ・ 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 4 号）

#### 決算審査

- ・ 認定第 1 号 平成 2 4 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ その他

### 〔農林整備課〕

#### 予算審査

- ・ 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 4 号）

#### 決算審査

- ・ 認定第 1 号 平成 2 4 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ その他

### 〔商工観光課〕

#### 予算審査

- ・ 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 4 号）
- ・ 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

#### 決算審査

- ・ 認定第 1 号 平成 2 4 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 9 号 平成 2 4 年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ その他

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

若松委員長 皆さん、おはようございます。

本日招集となりました産業環境常任委員会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会においては、当常任委員会に付託されました案件は、陳情案件2件であります。

また、予算審査特別委員会に付託されました案件のうち、当分科会で審査すべき補正予算案件3件並びに決算審査特別委員会に付託されました案件のうち、当分科会で審査すべき決算認定案件3件については、随時、第四分科会に切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審議とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

#### 農業委員会事務局の審査

若松委員長 これより座って審査に入ります。

これより審査事項に入ります。

まず、農業委員会事務局長のご挨拶をお願いいたします。

平井農業委員会事務局長（挨拶。）

若松委員長 ありがとうございます。

#### 議案第59号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

若松委員長 ただいまから産業環境常任委員会を予算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえ、農業委員会事務局の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

なお、議案の説明は簡潔にお願いいたします。よろしく申し上げます。

どうぞ。

平井農業委員会事務局長（議案第59号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものとするご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 認定第1号の上程、説明、質疑、

#### 討論、採決

若松委員長 ただいまから予算審査特別委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

平井農業委員会事務局長 （認定第1号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了いたします。

異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論は終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論は終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり承認すべきものとするご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

若松委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

平井農業委員会事務局長 特にございません。

若松委員長 委員のほうからは。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 以上をもちまして農業委員会事務局の審査を終了いたします。

執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

どうもご苦労さまでした。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時21分

若松委員長 休憩前に引き続きまして委員会を開きます。

#### 産業観光部の審査

若松委員長 産業観光部の審査に入ります。

まず、産業観光部長のご挨拶をお願いいたします。

斉藤産業観光部長 （挨拶。）

若松委員長 ありがとうございました。

#### 農務畜産課の審査

若松委員長 ただいまから農務畜産課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

なお、議案の説明は簡潔をお願いいたします。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

若松委員長 それでは、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部のご説明をお願いいたします。

座って結構です。

川嶋農務畜産課長（議案第59号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

ありますか。

中村委員。

中村委員 ちょっとお聞きします。

8ページの新規の指定廃棄物の1億1,175万1,000円、これの工事の内容です。それと、これによって牧草関係が8,000Bq以上のものが全部保管できる状況になるのか。それをちょっとお聞かせください。

それと、ただいま説明ございました堆肥センターの水分調整、おがくず、これ不足分が600万ということで計上されておりますが、この不足分は、当初予算で組んでいたものに対する不足分が生じて、どういう理由で不足分が生じたのかをお聞かせいただきたいと思っております。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 それじゃ、保管工事の関係なんですけれども、実際にこれまで緊急を要した稲わら堆肥につきましては、8,000から10万を超えるものについては、県です、肉用牛の出荷関係で一部基準を超えたが肉用牛出たもんですから、それらを制限解除するために、国のほうで早々に保管工事をやっていただきました。

それで、その内容なんですけれども、放射線量のほうが漏れないような形で、遮水シートや土の

うで廃棄物を覆うわけなんです。それで、外界との遮蔽の措置をとるということで、その周りに入らないような形でロープとかで囲いをまたするというようなことで、とりあえず放射能が漏れないような措置をするということで、現在も県と国のほうでやっております工事なんですけれども、普通の敷地にそれぞれの廃棄物をとりあえずまとめて置いて、そこに遮水シートを敷いて、それで覆いをかけた中で土が何かで当然覆っているような形になっております。今現在では、16カ所で、もう工事済みです。

残り分につきまして、今回特に牧草関係がほとんどなんですけれども、牧草について、今まで酪農家でブルーシートで仮に保管してもらっていたという状況がありまして、これを今回国・県でやった一時隔離の保管等の整備をきちんとして対応するということになってきておりまして、実際に国交省のこの指定廃棄物の申請も同時にしていくということになっておりまして、10月中旬には、これら国・県でやったものとあわせて、市が農家にかわって委任状をとった中で指定廃棄物の申請を行っていくと。これとあわせて、この保管、管理も国から委託をして実施をしていくというような内容になっています。

これで農林の例の廃棄物関係については、全てそれらの工事が終了するということになります。

それと、おが粉の関係なんですけれども、おが粉につきましては、当初からある程度もう実績でどのくらいかかるというのが、量的にわかるわけなんです。それで、当初の予算で財政のほうに要求をしているところなんですけれども、予算編成の手法、都合の関係で、とりあえず半分程度を予算請求をします。あとは足らなくなった時点でという形で今、基本的にとっているものですから。今回その分について出させてもらっているわけで

す。

以上です。

若松委員長 中村委員。

中村委員 それでは、ちょっと再質疑させてもらいますが、そうしますと、今の説明ですと、まずその工事は各農家のところに実際もう出ている牧草、そういったものを各農家単位で国にかわって市がそれを保管する場所を、遮水シートで保管場所を確立して、そういったものを工事すると。そうしますと、環境部でやっているようなコンクリート擁壁をつけて、しっかりと屋根をつけて放射線を隔離するんですよという工事ではなくて、ただ遮水シートを敷いて、そこへシートを巻いて、そこへ土をかぶせるといった単純的な工事として、各農家にストックされているものを工事するというものを今回行うという、その1億1,100万という解釈でよろしいのですか。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 そのとおりでありまして、とりあえず、あくまでも原則的には農家が保管、管理するということが前提なんですけれども、なかなか農家では保管できないということなものですから、市のほうで委託、農家からそれぞれ委託を受けた中で事業をしていくということで、当然市は県のほうと連携をとりながら、それぞれの農家に訪問して、その保管場所について、その農家の所有地の中でやはりお願いするという中で、了解をもらって工事に入るということになります。もう既にその準備はしております。

中村委員 わかりました。

若松委員長 よろしいですか、中村委員。

中村委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員 6款1項2目の中の農業振興対策費、

農業所得安定対策の直接支払推進事業費、という中で、政権が変わった中で戸別所得補償制度、その関係等については全く前と同じなのかどうなのか、このことについて。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 政権が変わりまして、今年度につきましても名称だけの変更ということで、今回、戸別所得補償制度から安定対策の直接支払いという名称が変わっただけというふうに聞いておりまして、中身については、とりあえず今年度は昨年度と同じ中で継続的に行うということになっております。ただ、今後、内容については検討した中で、必要に応じた中で変更していくという話は聞いております。

若松委員長 人見委員。

人見委員 内容的には余り変わらないということで、実際に今後もこうしたものが継続的になっていく可能性があるのかどうなのか。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 これはTPP、今、話が出ているかと思うんですけれども、それらの中で今後こういう補償関係については、自民党の政権としては、法制化も含めた中で、ある程度安定的な補償ができるような施策をとる方向で動いているような話を聞いております。

若松委員長 人見委員、どうですか、よろしいですか。

人見委員 もう一つ、1回、中村議長が今質問した8,000Bqの牧草保管、遮水シートでもって覆って完全な保管をしているということなんでしょうけれども、57戸でしたか、これらについては牧草、あるいは稲わら、地域的には我々の地区と黒磯地区なのかなという感じはするんですが、そこら辺はどういう状況になっているのか、具体的に。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 やはり特に牧草、堆肥関係につきましては、酪農地帯ということで、青木地区、高林地区、あとは箒根地区、ある程度酪農地帯の広範囲にまたがっております。

あと、稲わら堆肥につきましても、特に放射能の濃度が高い地帯というのは当然ありまして、その中で全地域にわたった中で、稲わらについては一応、廃棄物という形で、もう保管されております。特に稲わらにつきましては、11カ所の農家で量的にも81.2トンという数値の中で保管しているということになっております。

若松委員長 人見委員。

人見委員 これは各個人のところで、各個人がわかってそういう工事をしている、あるいは市のほう側から、こういうことだから保管してくださいよという指示があってやっている形、我々の中ではそういうのをやっているんだけど、どうなのかなという感じはするんだよね。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 事故が起きたときには、当然稲わら堆肥、牧草関係、8,000Bq以上の放射能濃度があるものについては、全てそれぞれの酪農家等回った中で、県のほうと市が連携しながら測定してきたわけなんですけれども、その中で数値以上のものについて、それぞれ改めて牧草につきましては、今までそれぞれ農家にブルーシート等を配って、それで仮保管という形の中でお願いしますよというお願いをしてきたわけなんですけれども、まだそういう一時隔離の工事については入っていませんでした。ですから、稲わら堆肥については先ほど言いましたように県・国のほうで緊急的にやるしかないということで、その工事はやっておりますけれども、牧草については本当の仮だったもんですから、今回、もうきちんと

保管場所を工事しなくてはならないということで、それぞれ県の特に振興事務所と市のほうで一体的に、6月に改めてまた保管してもらった状況と農家を回った中で、こういう形で今後工事を進めた中できちんと管理していきますよという話をして、その設置場所もそこで了解をもらってきているということです。それとあわせて委任状をとってきたところです。

人見委員 そこまで話しておけば、了解です。わかった。

若松委員長 人見委員、大丈夫ですか。

人見委員 わかった。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 ただいまの指定廃棄物で追加で質問させていただきます。

まず、今回の措置は一時保管ということで、今問題になっている最終処分場が決定した場合は、そちらに移動して保管するということですか。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 そのとおりです。最終的に国のほうで、最終処理場が完成した場合には、そちらのほうに移動した中で保管します。そのために指定廃棄物の申請をあわせて行っているということでもあります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 今、人見委員からも質問があったんですけども、これから、今回の一時保管をする以前にも個人でやっている部分、そちらの量とか場所とか、そういったのは把握しているんでしょうか。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 以前と言いますと、個人でやったものはですね、もう8,000Bq以下で、それらにつきましては、当然指導のもとに、圃場に還元

するとか、そういう形で国のほうに保管をしなくてもいい中の……。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 8,000Bqを超えたものの保管を個人でも進めたというあれは、そういう実績はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

若松委員長 課長。

川嶋農務畜産課長 それは聞いておりません。あくまでも県と市のほうで連携しながら、この手法に基づいた中で保管、管理しているということなものですから、個人でそれ以上のものの廃棄物についての処理ということにつきましては、私のほうでは把握しておりません。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 今度は別の、9ページなんですけれども、1項4目の301事業の青年就農給付金についてお尋ねいたします。

説明ですと、前年度は2名だということで、今年度は8名ということなんです、これ1名1件当たりの給付金というのは幾らなんですか。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 一応この給付金は、1年間で原則的に150万円が給付と。ただ、それを新しく就農する青年の農業者、45歳未満で、とりあえず所得が250万を超えた時点で支給停止というようなものであります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 そうすると、今年度はこの補正に載っている、先ほどの説明ですと8名と聞いたんですけれども、それを今回1,050万なんです、これを8名で割ると1,500にならないと思うんですけれども、その辺お尋ねします。

若松委員長 課長。

川嶋農務畜産課長 一応この給付金につきましては、先ほどちょっと申し忘れたんですけれども、

5年間、一応原則的に期間、150万毎年支給になるということなんです。それで、昨年度は2名ということで、年度の途中でもらう場合にはその2分の1ということで、75万、75万で、昨年場合は150万の給付金の支払い、そして今年度は、その2人の方も含めて10名がとりあえずの予算という形になりまして、今年度は1年ということで、原則的に1人150万の支給になる。

ただ、途中で支給する時期がございまして、当然審査会、内部のそういう組織をつくった中で審査をして、妥当かどうか、適正かどうか、意見をもらった中で県のほうに申請しているということで、時期的なものがございまして。

ですから、先ほど言いましたように、原則的には年間で150万円なんですけれども、例えば途中からであれば75万というような支給の支払い方になっておりまして、それがちょっといろいろあった中での、ただ単純に割った数字の金額にはなっておりません。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 金額、額面についてはわかりました。

内容、聞くのが逆だったんですけれども、内容的に経営開始型という、改めて、初めて農業を開始するという内容なのか、それとも、例えば親が今までやっていて、これから農業を継ぐ人が今まで勤めていて、勤めをやめて農業に就業しますよという形でも該当するのか、その辺の内容、仕組みをお知らせください。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 それは単に親の跡を継ぐという中での就農は、この給付の対象外で、あくまでも独立した個人として新規就農した場合に対象となるということなものですから、当然農地関係も自分の名義、または貸し借りの中でのきちんとし

た契約の中で、権利を取得した中で農業を始めるという形でないと、とりあえず対象にならないということになります。

ですから、親から借りるというものは、これまででは原則的には認められなかったんですけども、ただ、今後、親から実際に契約を結んで借りる分についても、それは認める方向で今、国のほうで、なるべくこの条件を少し、緩和した中で新規就農をふやしていくということで、若干制度の見直しが今行われているような状況です。

若松委員長 いいですか。

磯飛副委員長 じゃ、最後にいいですか、もう1点。

農業というどうしても主産業である稲作とか、この辺だと畜産に頭が回ったんですが、農業という分野は園芸とか果物とか、全てこういう含まれる事業なんでしょうか。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 それは全て含まれる分野でして、その中でこの対象になりますのは、例えば親が土地利用型の米とか大豆とか、そういう経営を今している。それで今度は就農する息子さんは園芸部門をやりますよということで、はっきりとそういう経営部門が分かれて新たに始めた場合が一応対象になっているということで、それが農業関係。今言った部門については全て農業という形で。

磯飛副委員長 しつこいんですが、もう1点だけ。

最近、新聞報道で板室に那須のしらゆきというブドウ園が開設、あの方はまるっきり勤め人をやめて果樹園を開設したんですけども、その方なんかは該当になったんですか。

若松委員長 課長。

川嶋農務畜産課長 この制度が新たにスタートしましたのが昨年度からなんです。人・農地プランというプランを昨年度10月末に、那須塩原市の場

合、策定しました。そのプランに、例えば位置づけられないと対象にならないということなものですから、一応10月31日に市のほうでは、ここでは説明したかと思うんですけども、人・農地プランを作成しまして、それに位置づけされていないと、これらの給付金については対象にならない。ただし、毎回ある程度、年に市のほうでは数回見直しの中で、そういう方々を位置づけすることで認められていますので、常に情報も発信した中で、そういう方々についてはこういう制度があるので、申し入れてくださいということで、それぞれの関係機関と団体には情報を共有しながら、連携して進めているところでございます。

若松委員長 磯飛委員、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員。

星委員 すみません、質疑に入るかどうかあれなんですけれども、6款の1項1目の園芸作物振興事業なんですけど、新規でスカイベリー実証栽培支援ということなんですけれども、今回1名の方が栽培に取り組むということでしたが、これはスカイベリーは、今後、やはり市としてもやりたい農家さんとか、もうどんどん、今あるイチゴに代わって進めていくような形で、今回は1名ですけれども、次からはもっと対象者をふやしていくような予定はあるんですか。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 那須塩原市として力を入れていきますイチゴ関係につきましては、この後、決算の関係でも出てきますけれども、夏秋どりのイチゴ、なつおとめイチゴにつきましては、行政としても高冷地に適した夏から秋にかけてイチゴ、なつおとめと言うんですけども、それにつきましては、市のほうでも力を入れて支援しているよう

な状況です。

ただ、今回このスカイベリーは、特に昨年度、県のほうで発表されまして、先ほど言いましたように9月に商品登録をとった中で、昨年からのほうでも、県内のそういうイチゴ農家に呼びかけた中でつくって、一部市場に出回っています。ただ、まだ新しい品種なんで、技術そのものがまだばらばらで均一化されていないという中で、今回こういう実証補助というのが出てきているわけなんですけれども。

ただ、イチゴでもとちおとめというのが、この栃木県で主流となっているイチゴなんですけれども、それを補完するような形の位置づけ。それに代わるものじゃなくて、補完する意味でのイチゴという位置づけの中で栽培拡大という形で、県のほうで進めているところでありまして、このイチゴについては全県下、先ほども言いましたとちおとめの補完をする中で、うまくバランスをとった中で労働力の配分とかいろいろありますので、それを考えた中で取り組んでくださいということで、あくまでも、当然拡大を進めていくというのは、県と連携しながら、本市もそれについては支援しながら進めていきたいというふうに考えています。

ちなみに、今回那須管内なんですけれども、那須塩原が先ほど1名と言いましたけれども、大田原はもともと園芸が盛んなところで、大田原では7名なんです。7名をとりあえず今回の実証試験で取り組むということで、これらがどんどん評判がよくなって市場で評価されるようになると、当然農家のほうもとちおとめの品種とバランスよく調整しながらこの割合というものを取り組む農家もふえてくるのかなというふうには考えております。それにつきましては、やはりこの管内で支援していきたいというふうに考えます。

星委員 ありがとうございます。

若松委員長 星委員、よろしいですか。

星委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 じゃ、ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとする。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

若松委員長 ただいまから予算審査特別委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切りかえます。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前 1 1 時 1 7 分

若松委員長 休憩前に引き続き審査を行います。

認定第 1 号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

川嶋農務畜産課長 (認定第 1 号について説明。)

若松委員長 説明が終わりました。

ここで休憩して午後 1 時から再開したいと思います。よろしくをお願いします。

休憩 午後零時

再開 午後 1 時 0 0 分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を開催します。

説明が終わりましたので、各委員から質疑、意見等をお受けいたします。

人見委員。

人見委員 6 款 1 項 3 目農業後継者育成事業、これは海外関係の後継者の研修ということで、毎年実施をしているわけですが、このことについては決して悪いとは言えない、ぜひやってもらいたいと思うことと、同じ農業を継ぐ中での嫁不足関係の事業というのが全く入っていないということ、こちら辺についてはどうなのかなという感じを持ったんで。簡単に結構です。

若松委員長 課長。

川嶋農務畜産課長 後継者対策の関係で、やはり農業関係のほうですね、嫁不足という形で、かなり未婚の成年男子の方がいると思うんですね。た

だ、その中で、やはり少しでも何とかそういう方たちのお手伝いをしたいという中で、去年度から農業農村活性化塾という農業のその活性化するための組織がありまして、その中で、その活動費の補助金の中で、昨年度からとりあえず婚活という言葉を使っているんですけども、その費用を利用した中で、農家、女性の方に農業体験を昨年度は公募した中で、3月3日、ちょっと遅くなってしまったんですけども、実施しておりまして、去年はその参加していただいたのが全部で6人しかいなかったんですけども、とりあえず未婚の女性の方に対してバスを1台借りた中で、バスまでは借りなかったんですけども、人数が少なかったもんですから。それで、農家の方に協力をいただいた中で、イチゴ関係の農業体験をさせて、農家の理解をいただいたと。

今年度は引き続き、今度は成年の未婚の男性、これは4Hクラブのほうと共催しながら、今後、女性と男性、これから募集をかけた中で11月中旬に1回交流会を開きたいということで、今進めているところであります。

ですから、少しでもそういう機会をつくるような形で今しているところで、それぞれの酪農団体とか、それらの団体も後継者の対策という形で、酪農とちぎですか、は実際にそういう活動をやっている話を聞いています。

だから、それぞれの関係団体と情報交換しながら、同じ意識のもとに進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

若松委員長 人見委員、よろしいですか。まだありますか。

人見委員 このことについてはぜひやっていただきたいということだけ。

いいです。

若松委員長 ほかにございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 173ページの農業指導士会活動費が現在の市の単独事業で24名ほどいるんですが、この活動内容とその実績というのはどのようになっているのかお聞かせ願いたいのと、あと、177ページの八郎ヶ原牧場の維持管理事業で、先ほど要するに遊牧を中止しているの、遊牧経費分を差し引いた金額の計上というかになっているということなんですが、この遊牧を中止してというこの差引分というのは、この何頭分を計算しているという、そういう頭数の分の減額なのか、その辺2点お聞かせ願いたいと思います。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 まずは農業士の関係なんですけれども、農業士会というそれぞれの農業士の組織を立ち上げておまして、その中で補助金を市のほうで、この額、36万ほど出してあります。その中で実際にそれぞれの研修会、あとは、先進地視察、それと全国のいろんなサミット関係にもその経費を使った中で派遣して、先進的な農業技術の習得等を含めた中で、幅広い、あとは農業関係を理解してもらうという意味で、今、地域の当然中心となっている農業者の皆さんなので、より一層レベルの高い中で、ある技術も含めて、人間的にもいいなという中で完成してもらいたいということでやっております。

それと、八郎ヶ原牧場の維持管理につきまして、あくまでも減額させてもらいましたのは、遊牧をするための人件費、経費ですね、要は。経費を全部精査しまして、何日から何日においての間これだけの人件費がかかるという中で、それを中止したという中での減額。それと消耗品関係も減額という中で、その管理していただいている篤根酪農組合のほうと全部精査させてもらって、なお

かつ協議して、最終的に523万がかかった経費は不用だという、お互いに妥当、何ていうのかな、協議した中で減額したということになります。主に人件費となります。

齋藤委員 わかりました。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員。

星委員 172ページの6款1項2目で農業振興費なんですが、食育地産地消推進事業の委託料のところ、ここの表のところ、子どもたちのアグリ体験学習支援事業実施状況ということで、設置面積なんですけれども、去年に比べると若干面積が狭くなっているというか、少なくなっているんですけれども、もしこういったアグリ体験というのはすごくいい活動だと思うんですけれども、その減反になってしまった理由とかがもしあったら教えていただければと思ったんですが。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 これはあくまでも開設関係については、それぞれ学校に前の年に希望をとりまして開設したら体験させたいという学校を募っています。23年度は24校実施ということだったんですけれども、24年度につきましては希望が3校ほどなくなりまして、21校の実施ということだったもんですから、面積もその分……。

星委員 その分減っている。

川嶋農務畜産課長 そういうことになります。

星委員 ありがとうございます。

若松委員長 星委員、よろしいですか。

星委員 はい、大丈夫です。

若松委員長 ほかに。

磯飛委員。

磯飛副委員長 堆肥センター長が来ているんで、

せつかくなんでお伺いします。

施設的には、機械的に補修が必要な設備になっていると思います。漏れずに堆肥センターもかなり部品交換、あるいは修繕が入って、これだけの費用がかかっている中で、この機械修繕、あるいはほかの理由で停止している時間、日にちもあると思うんですが、全体の稼働率というのはわかったらお知らせください。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

川嶋農務畜産課長 稼働率の出し方は、稼働日数、土日を除いた中で営業している日数。土曜日にも実際に受け入れ関係はやっていますけれども、機械の稼働ということになりますと土日は除いています。その中で、搬入されたふん尿の1日当たりの処理の量がありますけれども、それらで出した数字で、実際に24年度の稼働率につきまして述べさせていただきますと、24年度の稼働率がふん尿関係で46.85%になります。これは実際に機械を運転した日数の中で出している数字です。それで、生ごみ関係49.01%ということで、いずれも前年度よりも稼働率はアップしているということになります。

目標としていますのは、とりあえず50%について稼働させていきたいと思いますので、近づいてきているという状況になります。

金田堆肥センター所長 あと、故障ですが、故障したら、毎日点検して受け入れをスムーズに行うために点検しているのと、故障した場合に速やかに入れられるように修繕等は緊急的にやらせてもらっております。

以上です。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 その50%稼働率を目標にしている

という中で、もうそれにほぼ近づいてきているんですが、その処理するものが不足で動かないとか、そういったことがあるんでしょうか。

若松委員長 課長。

川嶋農務畜産課長 この50%目標なんですけれども、あくまでもふん尿、生ごみの搬入に対して、その稼働日数で計算的に出しているものですから、搬入量がふえればふえるほど稼働率もアップするということで、実際にこれまでなかなか搬入量というのがふえてこなかった一つの理由につきましては、箒根酪農組合関係の会員さんの中、当初の計画ではですね、あのエリアの酪農家の処理をするということで当初かけた、整備した施設なわけですけれども、お話ししたことがあるかと思うんですけれども、それぞれの酪農家が自分で自己完結型の処理施設を実際に整備してきたということで、その堆肥センターに出さなくても自分のところのその、補助金をもらって糞乾施設と言うんですけれども、そちらの施設のほうで十分に処理ができるようになってきたということで、当初の計画どおりになかなかその地域の方に搬入していただけなくなったということが、特に稼働率の上がない一つの原因となりまして、それではということで、エリアがちょっと離れるんですけれども、黒磯地区の運んでいただける農家の方々にもPRしながら協力してもらって搬入量を確保しているような状況であります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 そうすると、現在は箒根地区以外、黒磯地区からも搬入して、来始まっているという状況であるということですね。

若松委員長 川嶋課長。

川嶋農務畜産課長 そのとおりです。

磯飛副委員長 じゃ、了解です。

若松委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。

星委員。

星委員 すみません、先ほどその搬入なんですけれども、箒根地区だけじゃなくて黒磯地区ということで、金沢地区とか、そちらのほうからも結構搬入されていたりとか、やっぱり搬入したくてもなかなか搬入できないという事情があるのはあるみたいなんですけれども、そういったことでも結構ふえてはいるんでしょうか。

若松委員長 課長。

川嶋農務畜産課長 やはり距離的な部分がありまして、ふん尿、堆肥関係について、公道を走った中で施設のほうまで自分で搬入してこなくてはならないということで、その搬入手段がない農家は、または距離が長いという立地条件もありまして、なかなか搬入できない農家もおります。

ですから、当初の計画は、あくまでもその搬入をできるエリアの中での計画ということで、箒根地区が当初の計画の施設ということになっていたわけです。それ以外に搬入していただいているのは、何とか例えば搬入できるトラック、またはそういうのを自前で持っている酪農家ですか、または法人、そういう方が搬入していただいているというような状況になっています。

若松委員長 よろしいですか、星委員。

星委員 はい。ありがとうございます。

若松委員長 ほかにございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ほかにないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論は終結したいと思います。ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論は終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり承認すべきものとするにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないものと認め、よって、原案のとおり承認すべきものと決しました。

その他

若松委員長 (その他について。)

以上で農務畜産課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

農林整備課の審査

若松委員長 ただいまから農林整備課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

なお、議案の説明は簡潔にお願いいたします。

議案第59号の上程、説明、質

疑、討論、採決

若松委員長 それでは、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

邊見農林整備課長（議案第59号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、意見等をお受けいたします。

何かございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 それでは、10ページの林業振興費で、新規で鳥獣被害防止緊急捕獲等対策とあるんですが、これというのは那須塩原全体の部分なんですか。それともその地域限定にした地域があるんでしょうか。

若松委員長 邊見課長。

邊見農林整備課長 ご説明申し上げます。

これは有害鳥獣の関係でございますので、市内全域ということで、具体的に猟友会に委託してございます。そのものに対して捕獲実績に基づいて追加補助ということでございます。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員、ありませんか。

星委員 大丈夫です。

若松委員長 人見委員、いいですか。

人見委員 じゃ、1つ。

若松委員長 人見委員。

人見委員 6款1項7目農道整備事業、湯宮地区の農道測量ということが書いてあるんですが、これはどこら辺を実際にやる。

若松委員長 答弁を求めます。

邊見課長。

邊見農林整備課長 具体的には湯宮の、表側の道路の1本後ろ側のところといたらいいんでしょうかね。平成15年度に農道整備で実施したところでございます。これが未登記箇所が発見されたということでございますので、これの解消のために委託料を計上した。

湯宮地区と鳴内地区の間のあたりです。

人見委員 わかった。

若松委員長 人見委員、了解ですか。

人見委員 オーケー。

若松委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ほかにございませんので、ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものとする。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

若松委員長 ただいまから予算審査特別委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

遠見農林整備課長（認定第1号について説明。）

若松委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、意見等をお受けいたします。

ありますか。

人見委員。

人見委員 松くい虫の予算には、主に公園だという説明があったわけなんですけど、どこら辺、どの公園か。

若松委員長 答弁を求めます。

遠見課長。

遠見農林整備課長 公園でいきますと、鳥野目の河川公園、それから黒磯公園、それから烏ヶ森公園、赤田山、それから黒磯でいけば成功山など、そのほかは市役所入り口の整備をした松の、そんなようなところでございます。

若松委員長 人見委員。

人見委員 過去、成功山の樹幹注入して効果があったのかどうなのかわからない。現在もやってい

る状況だということなんだけれども、はっきりいって樹幹注入というのは効果があるのか。

若松委員長 答弁を求めます。

遠見課長。

遠見農林整備課長 効果のほどというお話なんですけど、効果があると思ってやっているというのが正直なところでございます。

樹幹注入は4年ぐらいで効き目が薄くなってしまふということなんで、4年をめぐりにローテーションで木の樹幹、薬剤の注入を実施しているという内容でございます。どうしても木が悪いとか、もしくは松くい虫が入ってしまったというようなこともあるかと思えますけれども、一応そのようなことで進めさせていただいて

若松委員長 人見委員、よろしいですか。

人見委員 いいです。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 歳入歳出で金額は合っているんですけど、何回か説明がありました工事請負費の三本木地区農業用水路工事契約解除について、確認の意味でお聞きいたします。

契約解除に伴う1,640万円、歳入あって、歳出も同額出ていると。こういった業者が倒産により契約を解除する。この場合の保証金が東日本建設何とか協会から来たということで、これは全額保証になるものなのでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

遠見課長。

遠見農林整備課長 契約保証と前払い保証という2件でございます。1,640万円につきましては前払い保証ということでございまして、請負代金の50%を前払い金といたしまして請負者にお支払いしましたんですが、この支払うものに対しては保証を、先ほど委員さんおっしゃった東日本建設業

保証の保証をいただいております。補助対象でない  
いと支払わないというようなことになってござい  
ますんで、全額保証対象です。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 話がちょっとそれてしまうんです  
が、この場合、1,640万円だったんですが、これ  
額面が何億になっても、こういう保証というもの  
は伴うものなのではないでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

邊見課長。

邊見農林整備課長 市の契約保証が前払いの代金  
というんでしょうかね、大きな額まではちょっと  
私も記憶にはございませんけれども、最大50%の  
中で支払うということになっておりますので、そ  
のような形で契約検査課のほうで、当然歳出は私  
どものほうでございますけれども、契約の内容と  
してはそんなような形になっているかとは思っ  
ております。

若松委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありましたら。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したい  
と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了  
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したい  
と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結  
いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳  
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す  
べきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認め、よって、原案のと  
おり認定すべきものと決しました。

その他

若松委員長 (その他について。)

以上をもちまして、農林整備課の審査を終了  
いたします。

ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 3時53分

若松委員長 ただいま現地調査の中で大変お疲れ  
のところと思いますけれども、会議を再開いた  
します。

商工観光課の審査

若松委員長 ただ今から商工観光課の審査を行  
います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

なお、議案の説明は簡潔にお願いいたします。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

若松委員長 それでは、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。  
課長。

佐藤商工観光課長（議案第59号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。  
ありますか。

齋藤委員。

齋藤委員 それでは、10ページの観光振興推進費で、いよいよJRタイアップの誘客対策事業ということで補正が出ていたんですが、これ木下審議監の早速のご提案の事業ではないかなというふうに思うんですが、このポスター、あるいはパンフレット等的にはわかるんですが、この車両の中つりというんですか、あれって車両の種類、あるいは枚数的にはどのぐらい予定しているものなんでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

木下審議監。

木下政策審議監 よろしく申し上げます。

今、折衝中です。いかに有利な状況、条件を取り出すかという折衝中ですが、通常ですと8,000車両、山手線、京浜東北線、中央線、それから総武線、そういったいわゆる通勤電車の全車両に1枚ずつ張るという予定でございます。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 かなり車両数の枚数を聞いて、かなり本当に効果的にあるのではないかなというふうに、あってちょっとうれしくなった思いでありますけれども、これまだ検討課題である部分があります

けれども、ぜひ実施をこのとおりにできるようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

若松委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 前後してしまうんですが、1項2目のグルメまつりに関して58万の補正を組んでいるわけなんです、その中で今資料が配付されて、県内約40店、出店するということなんですが、市内からは何店予定しているかというのと、あと、先ほどの説明、58万の内訳として、看板等々がありました、このグルメまつりの案内にはシャトルバスを運行するという、その経費は県のほうで負担するのかどうか、確認をさせていただきたい。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 那須塩原市が出店しますグルメにつきましては2種類、2店舗ということになります。これにつきましては、昨年、県庁前広場で開かれておりまして、そのときにすしおばらバーガー、これは西那須野商工会が中心となっております。それから、ご存じのとおり塩原温泉のとて焼きというものがございます。この2つをエントリーしまして、10月13、14日の2日間PRし、グルメのコンテストの中に参画していくということでございます。

それから、シャトルバス等々、大会の運営にかかわります、このお祭りの運営にかかわります部分につきましては、県が委託に出しておりますので、委託業者のほうに当たるということでございます。それから別個で独自に県北ブースをつくるというための経費でございます。テントの設営等で40万円ほど、そのほか看板等で10万円、

それから、その施設の音響関係で8万円ということで、合計58万円を計上しているという内容でございます。よろしく願いいたします。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 出店が2種類、2店舗ということで、これは公募というか、希望で出店を決めたのか、それとも担当のほうでお願いしたか、その辺の経緯をお願いします。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 昨年に引き続きという銘柄でございますので、市の推薦をもっていくというところでございます。

〔「市の推薦」と言う人あり〕

佐藤商工観光課長 市の推薦ということのみで2品目ということでございます。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛副委員長 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員、ありませんか。

星委員 この内容に合うかどうかちょっとわからないんですけども、この元気グルメまつりの中で、例えば塩原のポスターを張るとか、そういう宣伝というのは、栃木県民へのアピールにはなってしまうかと思うんですけども、多分知っている方は県外からも来る方もいらっしゃると思うんですが、本当に塩原の入り口として、あ的那須野が原公園、とてもいい場所だと思うんですけども、そこでの塩原のアピールはされる予定はあるんでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 今回、テントの数としては15テントほど県北ブースとして予定しておりまして、その中には観光協会ごとに物産とかPRできる部

分とかも想定しております。ということで、市を挙げて全面に押し出すという、物販とか、PRと観光PR、全てのをそこで、2日間ですが、限られた中でいろんな団体、観光団体等取り入れてPRしていくという考え方で今調整を進めております。

星委員 ゆるキャラが出たりとかはするんですか。  
佐藤商工観光課長 とりあえずゆるキャラという分野にはならないというふうなこともあるんですが、牛乳販売促進のために市が全面的に押し出していますみるひい、また、ゆるキャラのイベントの何かイベントも抱き合わせになるような話もなくはないんですけども、正確にはまだそこまでは聞いておりません。

若松委員長 了解ですか。

星委員 すみませんでした。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論は終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとするのでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

若松委員長 続きまして、議案第65号 平成25年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

佐藤商工観光課長（議案第65号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ありませんか。

ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第65号 平成25年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認め、よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

若松委員長 ただいまから予算審査特別委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

佐藤商工観光課長（認定第1号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

委員からの質疑、意見等をお受けいたします。

人見委員。

人見委員 197ページ、温泉保護開発事業、板室温泉の集中管理関係の準備会という、ここの内容、どのような状況にあるのか。過去から来たことだと思うんですが、現在はどのような状況になっているのか。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 板室温泉の集中管理組合の準備会につきましては、22の源泉ということで、集中管理を目的に掘削された温泉の管理のために組織された団体、準備会でございます。これにつきましては、一部グリーングリーンのほうに給湯しているということで、那須塩原市も会員ということで会費を納めているものでございます。

現在、特に重立った事業としては水質の管理、それから湯量の調査等々を行うものでございまして、板室温泉地内の温泉所有の方が全員会員となっております。その中で意見交換ということで、現状の調査のみが主な事業でございます。具体的な大きな事業目的も定めていないというところ

でございます。

以上でございます。

若松委員長 人見委員。

人見委員 実際は、今現在もグリーングリーンの利用者、温泉組合の方たちの利用というのは、現在は全くないの。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 実際にはそれぞれ源泉をお持ちになっているホテル、旅館ですので、その湯量が減ってきたときにこの22の源泉を使えないだろうとかというお話が出ておりますが、実際に使っている一番近いところが山晃館さんという、そちらのほうでもとりあえずは予備的な考え方ということで捉えているところで、言っただけなんです、グリーングリーン専用でやっていただいているという、今のところはそうなんです、でも、湯量確保のために、何年も前ですけれども、掘削されているという経緯はございます。

以上でございます。

若松委員長 人見委員、よろしいですか。

人見委員。

人見委員 実質この温泉を掘削する時点では、温泉組合の人たちも一緒に利用するという関係でもって掘削をしたわけなんだけれども、実際温度が低かったという関係でもって利用が遠ざかってしまったのかなという感じはしたんだけど、どうにか利用してくれるだろうという期待感を持ったんだけど、今現在も全くそうした利用等はないということ、非常に残念だなと思って。万が一ということに備えてのものだと思うんで、いずれにしてももうまく温泉組合の方々うまくやっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 3点ほどお伺いいたします。

まず194ページ、1項3目の中の20事業で工業団地管理事業、先ほど若干説明ありましたが、これ全部商工観光課の担当ということでよろしいでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 これの20事業の次の行に小さな番号で201事業というふうに書いてございます。その10行ぐらいう下に西那須野支所というふうに記載しているところでございます。

ということで、この費目につきましては、本庁が管理している工業団地管理事業の201事業と、それから西那須野支所が管理しております工業団地管理事業の202事業、この2つの費目を1つの費目で計上しているということでございます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 その中で、西那須野工業団地の工場排水管テレビ調査業務の金額が突出しているんですけども、この業務内容と目的をお聞かせください。それが1点目です。

2点目は199ページ、2項3目の板室自然遊学センターについてであります。

これの施設の事業内容、それと委託の中身、それと利用状況がわかりましたらお聞かせください。

それと最後、3点目なんです、202ページの2項4目竜化の滝について先ほど説明ありました。それと終わりもありましたが、先般、工事が始まるという報道もされた中で、地元の観光関係者のコメントとして、遅過ぎるというようなコメントも載っておりました。今回業務が始まるということですが、おくれたという言葉が適切かどうかわかりませんが、今になった要因をお聞かせいただければと思います。

以上3点。

若松委員長 3点について答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 それでは、順にお答え申し上げたいと思います。

まず最初に294ページの工場排水管テレビ調査業務1,000万円計上してございます。これについては、大変申しわけございません。西那須野支所で執行した内容でございますが、これにつきましては例年で実施している調査業務ということでございます。これにつきましては、その下の雨水排水管、それから工場排水管補修業務、これらのこの3項目が例年にない費用で支出されたということでございます。定期的に調査業務を行っているという内容です。

大変申しわけございませんが、詳細につきましてはちょっと手元に資料がないので、ご説明、申しわけございません。

それから、199ページの遊学センターの管理運営事業でございますけれども、この遊学センターにつきましては、ビジターセンター的な、その地区の自然を紹介した建物でございます。これにつきましては、動植物等の展示、それからパンフレット等の紹介等を行っているところでございます。

平成24年度の入館者につきましては3,840人を数えてございます。

この遊学センターについては入場無料ということでございますので、その来場者の対応ということで、10時から3時だったと思うんですけれども、時間的には、施設振興公社の方なので、グリーングリーンと並行した形で管理していただいているという内容でございます。

それから、202ページの竜化の滝の人道橋設置に伴う関係でございますけれども、今回、設計は平成25年3月25日に工事終了してございますが、

実際に復旧工事につきましては、塩那森林管理署等々関係機関の許可といいますが、承諾を得なければ着手できないという経緯がございました。その関係で、設計ができてまして申請書類等は整っていたんですけれども、その後の協議に予想外の時間を要して、8月に承諾が得られたという経緯もでございます。

そんなことで、私ども機会を得てどうなりましたかという電話とかやりとりがございましたが、実際に上級官庁の許可がないことには着手できないということで、入札業務につきましても、担当のほうとは詰めておりましたが、今月末に何とかできるという見込みになったものでございます。よろしく願いいたします。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 199ページの板室自然遊学センターについては、内容的にはわかりました。

委託料として四百二十万何がしがあるんですが、人件費も含まれると思うんですが、ここは何人で運営しているか、人数はわかりますか。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 遊学センターにつきましては、センター長が1人と、それから事務担当職員1人ということで、2人体制で行っております。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 最後の竜化の滝の件です。

内容は、開始が遅くなったという内容はわかりました。上位の機関が、この協議がということですよ。今般、いろいろ市政運営の中でも、また木下審議監が着任したということも含めて、こういった事業はすぐやるべきことは迅速にやるというような、市長を初め執行部の意思も、市としての考えは、方針は聞かされてきました。今後においては上位との協議、上位機関との協議、外部もそう

いった認識を持ってもらわないと、なかなか市のほうとしてはそういう意思があるにもかかわらず進まない場面も出てくると思います。そういった面も含めて、これからはそういった事業、すぐやらなくてはならないようなことは、外部も含めて、そういったことも含めてお願い、協議をするということにご努力をしていただきたいと要望しておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

若松委員長 要望でいいんですね。

磯飛副委員長 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

星委員。

星委員 193ページの7款商工費の1項2目の商工振興費なんですけれども、この下の海外都市産業交流促進事業なんですけど、効果といたしますか、特筆すべきものがあつたら教えてください。

また、この辺はどうだったのかという反省点も含めてなんですけれども、そういったご意見なんかもお聞きしたいのですが、お願いします。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 海外都市交流事業の効果ということで、これにつきましては、本会議の中でも若干の発言があつた内容かと思われれますが、これにつきましては、平成24年度初めて実施したものでございます。海外交流ということでフランスに行つて温泉の利活用、それから新たな産業を生むということで、水、ボルヴィックですね、そういうところの視察もしてまいりました。

ということで、いろんな産業界の方々に参加をしていただいて、持ち帰って、その団体としての取り組みが期待できるのではないかという部分がございますが、第1回目ということでなかなか動きが見えないところではありますけれども、市

といたしましては、先日ご紹介をさせていただきましたが、那須塩原のおいしい水という部分で、水の取り組みが1つあつたかなということでございます。

それから、温泉につきましては、この後、誘客促進、あるいは水等でふえてくれば、いろんな展開ができるのではないかということで考えておりますが、中でも商工会、観光協会、温泉旅館組合ですね、からご経験いただきました若い関係者の方には、いろんな形での提案がされてきているというふうに聞いておりますが、まだ現実にこういう形ですということにはなっておりませんけれども、一つの足がかり、種まきはできたのかというふうに考えております。

また、平成25年度におきましても訪仏第2弾ということで、継続的に実施していきたいということで予算計上されておりますので、また新たなより現実的なものにその計画を持っていけるようにということで、現在、実行委員会等も開催しているという状況になります。

具体的にフランスとのつながりというのがなかなか難しい点もございまして、時差とかもありまして、難しい面もありますが、実りあるものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

若松委員長 星委員、よろしいですか。まだ。

どうぞ。

星委員 去年とやはり同じ、商工観光ということで、それが目的だとは思いますが、温泉組合のそういったおかみというんですか、若い人たちのほかにも、また去年とは違う方なんか、やはりその中に入れて、視察ということも考えられるんですか。いつも同じグループの中だけで行かれるんでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

佐藤商工観光課長 今回250万円の予算の中で、これも交付金として計上している予算ですけれども、これを有効に使うということで、前回にプラスということの人的な対応がとれないものですから、6次産業化につなげられるようなものとか、そういう興味を持っている方、その辺を組み入れて、よい先進地として状況が把握できるところ、参考になるところを場所的にも選んで実施したいということで、場合によっては商工関係とか観光関係の方の人員を絞るとか、また新たに農業関係の方を入れるだとか、そういう人選を今進めているところでございます。

若松委員長 星委員、よろしいですか。

星委員 せっかくフランスに行かれるので、やはり1つのものに突出してというのも大事ななとは思いますが、そういった幅広く若手、もしこのまま継続してやっていかれるなら、若手のそういったいろんな農業関係もそうですし、観光関係、いろんな場合があるかと思えますから、フランスで学ぶべきことがあるのであれば若手の方、人材育成という意味も含めて推進していただければと思います。

若松委員長 要望ですね。

星委員 すみません、要望です。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 よろしいですか。

ないようなので、質疑を終了したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

若松委員長 続きまして、認定第9号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

佐藤商工観光課長 (認定第9号について説明。)

若松委員長 これで説明が全部終わりました。

委員からの質疑等をお受けいたします。

齋藤委員、いかがですか。

齋藤委員 ありません。

若松委員長 人見委員は。

人見委員 ありません。

若松委員長 星委員。

星委員 ないです。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したい

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第9号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

若松委員長 (その他について。)

以上をもちまして、商工観光課の審査を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時26分

再開 午後 5時30分

若松委員長 休憩前に引き続きまして委員会を開催いたします。

その他

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

これよりその他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 それでは、その他を終了いたします。

散会の宣告

若松委員長 以上で本日の委員会を散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

散会 午後 5時31分

## 産業環境常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第三分科会）

平成25年9月18日（水曜日）午前10時開議

### 出席委員（5名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 若松東征君 | 副委員長 | 磯飛清君  |
| 委員  | 星宏子君  | 委員   | 齋藤寿一君 |
| 委員  | 中村芳隆君 |      |       |

### 欠席委員（1名）

委員 人見菊一君

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

|                          |       |                          |        |
|--------------------------|-------|--------------------------|--------|
| 生活環境部長                   | 古内貢君  | 環境管理課長                   | 中山雅彦君  |
| 環境管理課長<br>補佐             | 小泉聖一君 | 環境企画係長                   | 佐原勝美君  |
| 環境衛生係長                   | 飯村裕之君 | 環境対策課長                   | 橋本悟君   |
| 環境対策課長<br>補佐兼廃棄物<br>対策室長 | 齋藤正幸君 | 公害対策係長                   | 小高裕一君  |
| 廃棄物対策室<br>一般廃棄物<br>担当副主幹 | 河合浩君  | 廃棄物対策室<br>産業廃棄物<br>担当副主幹 | 久保裕史君  |
| 那須塩原<br>クリーンセンター<br>所長   | 月井幸一君 | 那須塩原<br>クリーンセンター<br>清掃係長 | 室井勉君   |
| 生活課長                     | 阿美豊君  | 生活課長<br>補佐兼<br>生活安全係長    | 菊地広幸君  |
| 消費生活係長                   | 北井京子君 | 消費生活<br>センター所長           | 君田まち子君 |

### 出席議会事務局職員

書記 小磯孝洋君

### 議事日程

1.開議

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔環境管理課〕

予算審査

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)
- ・議案第66号 平成25年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)

決算審査

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第10号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・その他

〔生活課〕

予算審査

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・その他

〔環境対策課〕

予算審査

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

産業環境常任委員会

- ・陳情第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情書
- ・陳情第7号 那須バイオマスプラントの悪臭に関する陳情書

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

#### 開議の宣告

若松委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、産業環境常任委員会を開会いたします。

本日は、生活環境部の審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重な審査とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げまして、挨拶いたします。

#### 生活環境部の審査

若松委員長 これより3、審査事項に入ります。

まず、生活環境部長のご挨拶をお願いいたします。

古内生活環境部長（挨拶。）

若松委員長 ありがとうございます。

#### 環境管理課の審査

若松委員長 ただいまから産業環境常任委員会を予算特別委員会（第三分科会）に切りかえ、環境管理課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

なお、議案の説明は簡潔をお願いいたします。

#### 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

若松委員長 それでは、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題と

いたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。座ったままで結構です。

中山環境管理課長（議案第59号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、意見等をお受けいたします。

何かございますか。

古内生活環境部長 ちょっと委員長、いいですか。ちょっと補足なんです。

若松委員長 部長。

古内生活環境部長 再生可能エネルギーの中のいわゆる太陽光のシステム2,160万、これは補正を組んでいますけれども、当初予算は3,600万で300件組んでいます、アッパーは12万なんです。今現在の設置要望の状況、246件要望がございまして、2,730万5,000円、この申請が上がっています。じゃ、幾ら残っているかということで、869万5,000円。869万5,000円の今現在残があるという状況です。

それがいつまでもつかということになるんですが、今までの平均で見ますと約11万なんです、1件当たり。そうしますと、単純に割りますとあと2カ月ぐらいもつだろうと。ということは今9月中旬なんで、10、11中旬。そうすると残り4カ月半、これに対して今回1カ月、今までの平均40件なんで、それを計算すると180件で、アッパーとして12万掛けると2,160万という形になったんで、当初補正を見込んだ8月ごろと同じような進行状況できたんで、結果として初めにこんな金額で、2,160万でほぼ同じになったという形になっています。

以上でございます。

若松委員長 説明が終わりました。

何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 齋藤委員は。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 星委員は。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ほかにないようですかね。

ないようなので、質疑を終了したいと思います  
が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了  
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したい  
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結し  
ます。

これより採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補  
正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきも  
のとするご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しま  
した。

議案第66号の上程、説明、質  
疑、討論、採決

若松委員長 続きまして、議案第66号 平成25年  
度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1  
号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

中山環境管理課長 (議案第66号について説  
明。)

若松委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛副委員長 赤田霊園の使用状況というか利用  
状況は、分譲するうち何%利用しているかという  
データがありましたらお聞かせください。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

中山環境管理課長 利用状況といいますと、貸与  
をしたかどうかということによろしいでしょうか。  
それとも実際に墓石を建立して中にお骨が入って  
いるとか、そういうことでお答えしたほうがよろ  
しいのでしょうか。

磯飛副委員長 じゃ、両方、出ているのであれば、  
両方お願いします。

中山環境管理課長 まず、赤田霊園につきまして  
は、貸与状況ということで話を申し上げますが、  
赤田霊園1号墓地は区画数が917ございます。赤  
田霊園2号が432ございます。合計しますと赤田  
霊園全体では1,349ということで、一度は全部貸  
与しておりますが、今年度の中で若干返還があり  
ます。それから、さくら公園墓地は84区画ござい  
まして、37区画が貸与済みということになります。  
さくら公園墓地についてはまだ半分以上残ってい  
ると、そういった状況であります。

実際の使用状況につきまして、ちょっと今資料  
が手元にないもんですから、申しわけございませ  
ん。ちょっと説明できません。

磯飛副委員長 ということは、赤田霊園に関して  
は全て、一部返還はあるものの貸与してあるとい  
う状況ということですか。

若松委員長 答弁を求めます。

中山環境管理課長 一度は全て貸与してごさいます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 1,349基あるという中で、それで返還はあったにしろ貸与しているという状況で、非常に赤田霊園、市民の声として非常に評判がいい霊園なんですね。ですから、こういう状況になっていると思います。その上、星委員が一般質問で出して、トイレの改修ができるということで、ますます評判は上がるのかなという印象を持っておるもんですから、今確認をさせていただきました。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

ほかにごさいませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 委託料の中で立ち木の伐採ということで、今回5本、これ以前にも出たのは赤田霊園でしたよね。その前回の状況は、桜の木が大きくなって、墓石じゃなくて、その周りをもう持ち上げてしまうというような状況が生まれたということなんです。今回の5本に関しても同じような状況なのか。それとも通行の部分で妨げになっているのかということをお聞かせ願いたい。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

中山環境管理課長 委員さんおっしゃるとおりで、縁石等が既に持ち上がってしましまして、これ以上そのままにしておきますと、お墓の区画にまで影響して、もうほとんど縁石がお墓にくっついてしまっているところもごさいますので、今のうちに特に大きくなり過ぎているものから伐採をしていかないと、今後、墓石が倒れてしまうことも予想されますので、伐採を進めているということで

ごさいます。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 それでは、昨年でしょうか、この予算が出て伐採をしたという経緯が、写真も見せていただいたのを記憶しておりますけれども、そうすると、今、課長の説明があったように今回5本ですけれども、また来年度というか、来年度に限らず近いうちに、またそういう状況が発生することが多いということでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山環境管理課長 今まで桜の木につきましては、24年度で5本ほど伐採しております。本年度中の予算は5本で、今回の補正予算がプラス5本ということで合計10本の予算どりを急遽組んだこととなります。10本を伐採しまして、来年度以降、残り11本ほどごさいますので、それにつきましては全て伐採していきたいということで考えております。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 わかりました。

そうすると、残り11本に関しては、小刻みじゃなくて来年度の予算に組み入れて一気にということでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

中山環境管理課長 何分予算のことになりますと、私どもだけでは決められませんが、担当課としましては、来年の中で残り11本を伐採したいというふうに考えております。

以上です。

齋藤委員 了解です。

若松委員長 ほかにごさいませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 平成25年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものとする。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

若松委員長 続きまして、予算審査特別委員会(第三分科会)を決算委員会特別委員会(第三分科会)に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

中山環境管理課長 (認定第1号について説明。)

若松委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、意見等をお受けいたします。

星委員。

星委員 147ページの4款狂犬病予防事業なんです。犬を飼っているお宅に多分郵送されているかと思うんですけれども、犬が死んだ場合というのは、人間だったら死亡通知というお知らせをしますが、犬に対してはそういった死亡通知の届出というのはあるのでしょうか。すみません、犬を飼っていないので。

若松委員長 中山課長。

中山環境管理課長 犬も登録してございますので、亡くなった場合にはその旨ご連絡をいただいて、それがこの畜犬登録数の中の死亡等受付頭数ということになります。これによって、前年の頭数から足したりふえたりして24年度末の登録をすることになっております。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

星委員。

星委員 これ必ず出してくださればいいんですけども、なかなか出してくださらない方もいらっしゃるかなとは思いますが、そういったこういう通知というのも、1軒につき3匹とか4匹とか飼っていらっしゃる方にも、1頭につき1枚ずつ郵送されているのか。それとも1軒分で連名で出しているのか。それによってやはり経費というのも少し、本当に微々たるものではあるんですが、多少削減というか、にはなるかとは思いますが、その辺どうでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

飯村環境衛生係長 環境管理課環境衛生係長の飯村と申します。

この狂犬病予防接種の通知につきましては、問診票を兼ねているものですから、1頭1頭別に出しております。

星委員 ありがとうございます。

若松委員長 よろしいですか。

星委員 はい。以上です。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 今回の補足で、1頭1頭別はいいんですけれども、星委員の質問は、経費を抑えるという意味で、1軒に対して1つの封筒の中にそういうものを入れるのか、あるいは1通出すのかという。

若松委員長 答弁を求めます。

係長。

飯村環境衛生係長 問診票につきましては、1世帯、例えば郵便の区分に応じまして25gになるように、3頭でしたら3頭まとめて封筒に入れております。そのほか郵便の制度を利用しまして、バーコードを付設すると安くなるとか、そういった制度も利用させていただいております。

若松委員長 了解ですか。

ほかにございますか。

星委員。

星委員 すみません。同じことをまた聞いてしまうんですけれども、死亡した、やはり犬というのも、通知するような形で飼っていらっしゃる方にまた督促じゃない、督促じゃおかしいな、何ていうんでしょう、知らせてくださいということをお願いいただくと、多分無駄がなくなるのかなと思うんですが。もう死んでしまったのに、もう死んだ犬の名前で毎年毎年狂犬病予防の問診票が届いても、それこそ無駄になってしまうのかなと思うので、多分届けて、もう一度、もし徹底されていないようでしたら、再度、例えば何かの機会のあるときに出してくださいということをお願いいただくと、多少意識づけができるのかなとも思いますので、お願いいたします。

若松委員長 要望でいいのかな。

星委員 要望です、すみません。

若松委員長 よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとする。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

若松委員長 続きまして、認定第10号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部のご説明をお願いいたします。

課長。

中山環境管理課長 (認定第10号について説

明。)

若松委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、意見等を受けます。

ありませんか。

磯飛委員、ありませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 管理手数料の件でお伺いいたします。

まず、この手数料の徴収方法をお聞かせいただきたいのが1点と、あと、管理手数料でさくら公園墓地の32区画1万円というのがあるんですが、この結構高いお値段だと解釈しているんですが、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

若松委員長 答弁を求めます。

中山課長。

中山環境管理課長 管理手数料につきましては、歳出の中で納入通知書、通信運搬費の中の納入通知書ということで納入通知をしております。また、その下に手数料ということで口座振替もあります。皆さんが口座振替ということではございませんが、直接納めていただいたり、口座振替でということで納入をしていただいております。

それから、管理手数料は大変差がございます。これは合併前に既につくられていた墓地と、さくら公園の場合ですね、合併前につくられていて、その当時のことがはっきりとはわかりませんが、この工事費がかなり大きな額になっておりました。用地取得からですね、特に斜面につくりました。それと区画数が少ないということもありまして、それにもかかわらず1区画、そのころは町民ですね、町民であれば1区画20万円という設定をして、町外の方は40万円ということで、逆に管理手数料は毎年1万という、そういう設定がされていたのだと思います。実際に1区画あたりにしますと200万円くらいで貸与しないと収支は合わなかつ

たんじゃないかなと思います。

ただ、公園ということもありますので、そういったことではなく、一般的な価格というんですかね、お寺さんあたりの貸与というと、檀家としてお金を幾ら払うかというのは、これは別ですが、大体20万円程度が多いのかなと思っております。

あと、説明にならないんですが、そのころからそういう設定がされていたということでございます。

なお、赤田霊園につきましては、ごらんのとおりかなり区画数が多いので、通路部分が逆になくなっていきますので、1,000円の管理手数料、今から20年以上前ですが、設定をして、その当時はそれでも間に合っていたと。現在もそれほど大きな、その中で対処できているということになっておりますが、これから先どうしても施設が老朽化したり、管理をやらなくてはいけないことになりまして、その辺の見直しも必要になってくるのではないかなというふうに考えております。あわせて、さくら公園墓地との均衡も考えていかなければならない課題だと思っております。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 その管理手数料に関して徴収方法の説明を受けましたが、ないとは思いますが、滞納というのはあるんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

中山環境管理課長 24年度決算の中で管理手数料の中で、一番下に市営墓地管理手数料過年度分というところ、これはおくれて入ってきたということでございます。それから、平成24年度末の未納額が8,000円ほどございます。

未納につきましては、多くの方が近隣、もちろん市内の人が多いわけですので、機会を見つけては

直接とりにいったりしております。中には転居してしまって市外の方もいらっしゃるので、電話等で催告をするということもやっております。

以上です。

若松委員長 よろしいですか。

磯飛副委員長 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第10号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとする。ことをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

その他

若松委員長 その他、執行部のほうから何かございますか。

課長。

中山環境管理課長 ございません。よろしくお願ひします。

若松委員長 委員のほうからは何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 以上で環境管理課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

生活課の審査

若松委員長 ただいまから生活課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

なお、議案の説明は簡潔にお願いいたします。

議案第59号の上程、説明、質

疑、討論、採決

若松委員長 それでは、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

阿美生活課長 (議案第59号について説明。)

若松委員長 説明が終わりました。

皆さんからの質疑、意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛副委員長 ただいまの説明で、誤作動を起こす可能性があるということなんですけれども、これは誤作動を起こす原因というものはつかまえているのでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

阿美課長。

阿美生活課長 業者にですね、ループコイルという、舗装の下に埋まっているコイルなんですけれども、その絶縁抵抗値をはかってもらったんですよ。その結果として、黒磯駅西口と那須塩原駅の抵抗値が大分低いということで、誤作動を起こす可能性がありますということなんです。誤作動を起こしてしまうと、もうゲートがあかないとか、これはあけばなしになってしまうとかということなんで、早目の修繕をということで補正予算をさせていただきました。

古内生活環境部長 ちょっと委員長、いいですか。

補足なんですけれども、この黒磯駅の西口臨時駐車場、これが4年経過しています。このコイルを設置してからですね。那須塩原西口が7年経過と。おおむね5年ぐらいがめどだという業者の話なんですけれども、その使用頻度によって違ってきてしまうので、結果としては経年劣化でそういった感知ができなくなっていると。要はカーゲートが例えば車が満車なのにあいてしまっているとか、そういうことが起こり得るということですね。そういうことがあるんで、絶縁ができなくなっているという調査結果が出て、それに今回、急遽そういうことがわかりましたんで、補正で対応。

従来であれば、例えば5年経過したんで当初予算ということも考えられるんですけれども、使用頻度があるんで、単純に5年ということとは言えな

いもんですから、そういった形の中で今回急遽補正という形でお願いで出したものでございます。

このループコイルというのは何なんだという話になるんですが、舗装幅が5センチぐらいなんです、あそこの表層が。5センチの下のところループコイルが入ってきます。長さが6メートルぐらい。それが四角の感じの6メートル。例えば1つのところに入ると、入り口で、入るところと2カ所あるんですね、出るところの出口で2カ所。結局ループコイルの6メートルが4カ所、それを入れかえすると。

ループコイルというのは直径がさや管で2cmぐらいなんです。その中にループコイルと言われているのが3mmぐらいのやつが4本入っているんです。それで車を検知するらしいんですね。そういったものがループコイルが4カ所入ってくるという形の工事が、今回のものということでございます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 機械屋さんというか、メーカーのほうで5年ぐらいしかで、もつものはもっと長くもつんでしょうけれども、5年ぐらいが寿命というか、耐用年数はそのぐらいだという中で、この機械装置には保険というものは掛けていないんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

菊地生活課長補佐兼生活安全係長 保険は、機械そのものが入るときに、券を発券する機械を、出るときに精算する機械、そのものには入っていませんけれども、このコイルそのものについては入ってございません。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 4カ所で約200万、5年で200万。で、保険に入ったほうが、そちらのほうが有効なのか、その辺の判断はどうかと思います。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

阿美生活課長 確かに5カ年で、使用頻度によってそれが大分、必要になるということがあると思いますんで、保険のほう、詳しく調べているというものではないんですけども、保険のほうも調査させて、これにもし入れるのであれば、保険のほうも検討したいというふうに思っています。

若松委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 そうすると、これは先ほど、今同じ市営駐車場に関してなんですけど、今回補正で全部かえるということなんですけど、この誤作動的なことは今までになかったということの理解でよろしいんですか。

若松委員長 阿美課長。

阿美生活課長 この場所についてはなかったんですよ。ただし、違うところ、那須塩原駅なんですけれども、東口なんですけれども、そこがやっぱり低くて誤作動を起こしたということがありました。ただ、それはもう修理済んでいるんで、実際低かったということで誤作動がありました。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思いますけど、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 討論がないものと認めます。討論を

終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

若松委員長 ただいまから、予算審査特別委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切りかえます。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

阿美生活課長 (認定第1号について説明。)

若松委員長 説明が終わりました。

委員から質疑、意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 2款総務費の市営駐車場管理運営事業なんですけど、ちょっとお聞きをしたいんですけど、先ほど1項12目のほうで交通安全教室の実施状況で、最近高齢者の事故が非常に多いということで、この数を見ても3,532名、回数で256回ということなんですけど、これの実施をどのような形で、呼びかけなのか、それとも、そういう団体の集まりのときに出向いていくのか。それを1点、とりあえずお聞きします。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

阿美生活課長 前は呼び出しがあって行ったという事例があったみたいなんです、ただ、もうそれでは交通安全推進を図れないということで、逆にもうこちらから、教育指導者が2名いますんで、あとはデイ・サービスとか、こちらから行って、もう説明をするということでの対応をさせてもらっています。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 わかりました。それについてはわかりました。

その次の市営駐車場管理運営事業、20事業で、先ほど放置自動車の処分ということがありまして、これは最近ですと、当然この10年間ぐらいは自動車を購入するに当たって、リサイクル法でもう料金を払っているという部分が、今そういうシステムになってきていますけれども、以前はこういうものが非常に多くて、しかしながら、放置をされて、それを勝手に撤去できないという部分、それが非常に何か法律の網かけがあって、いないにもかかわらず所有権があるという、それで非常に苦慮していた部分があったと思うんですが、今回この処分料が2万3,100円という発生をしていますけれども、これは実際に所有者が見つかったんでしょうか。それとも、ナンバープレート等を外してあったものなのかお聞かせ願いたい。

若松委員長 答弁を求めます。

菊地生活課長補佐兼生活安全係長 このケースは、まず長期にわたって車が放置されていたということで、所有者をまず確認いたしました。陸運支局のほうに確認いたしましたところ、倒産した会社が所有していたということが判明いたしました。当然その追跡をしましたが、破産手続をしております、返却は困難だということで告示をした結果、市のほうで廃棄処分をしたというよう

な経過でございます。

齋藤委員 わかりました。

それでは、所有者は見つかったけれども、そういうことで支払いが能力的には無理だということで、この予算計上をして処分をしたということで理解しました。

じゃ、もう1点だけ、113ページの4款衛生費の中の食品放射能測定システムの移設業務というんですが、これは塩原支所から移動してきた部分なんでしょうけれども、金額を見て私ちょっとびっくりしたというか、このようにかかるものなのか。ということは、今回決算ですけれども、予算上の部分の配置のときにも、こういうふうにかかったんでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

阿美生活課長 移設業務なんで、それは私詳しく内容はわからなくて申しわけないんですけども、素人ではとても動かせない、本当に微妙なものだということで、このぐらいかかったという話はちょっと聞いているんです。

その配置というのはどういうこと……

〔「設置」と言う人あり〕

阿美生活課長 設置ですか。当然設置まで含めたものなんで、なぜこのぐらいの金額かということ、人件費がほとんどだと思うんですけども、そういうような認識しているところなんですけれども、それを詳しくわかりますか。

若松委員長 ほかに答弁があれば。

北井消費生活係長 設置のときは放射能対策室のほうで設置してくださったということで、生活課の予算では出していなかったと聞いています。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。

設置に関しては、当然決算でありますので、質

疑する部分ではありませんけれども、思ったより高額なんだなということで、今の誤作動とかそういう部分で、素人が動かす部分じゃないよという意味合いで了解はしました。

若松委員長 答弁ありますか。

君田消費生活センター所長 機器についてなんです、精密機械なものですから、やっぱり丁寧に扱って、当初移設するのに30万ぐらいかかるということで言われたんですが、見積もりした結果、この金額になったのかなというふうに思っております。

齋藤委員 了解しました。

若松委員長 了解ですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 星委員は。

星委員 すみません、先ほどの齋藤さんとちょっと質問がかぶってしまうところがあるかと思うんですが、66ページの2款の総務費の交通対策費の交通安全教室実施状況なんですけれども、先ほど高齢者の方のお話があったんですが、これは歩行者に対しての交通安全指導で、自転車、意外と高齢者の方、車が来ているのにすぐに横切ってしまう方とか、こちらが運転していて危ない思いというも逆にするときがあるんですが、そういった自転車での交通安全指導教室みたいなのは開催はしていらっしゃるんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

阿美生活課長 私、数は今ちょっと把握していないんですけれども、当然自転車、数は少ないんですけども、自転車に対する安全教育も実施しております。あとは子どもさんも含めて実施しているところですね。

自転車については、自転車の何か大会がありま

して、それらも含めた形での指導をやっているということです。

星委員 やはり高齢者の方ももう自分、何でしょう、周りを見てきちんと行動するんだよという意識づけも必要かなということもすごく感じているものですから、自分は安全だではなくて、やはり安全に歩かなければという意識づけということも含めて、自転車の方も歩く方も、夜出るときにはきちんとLEDでぴかぴかが光るものとか、ちょっとわかるようなものをつけていただくといいかなと思うんですが。

あと、もう一つの67ページなんですけれども、やはり交通対策費、放置自転車処分、これも自動車よりはさすがにそんなに取り締まりは厳しくはないのかなと思うんですけれども、意外と放置されている自転車というのが多いものですから、この対策というのは、放置されているのを撤去するしかないような形なんでしょうか。言い方がおかしいかな。もう放置されないように何か手を打つ……

〔「駐車場ばかりじゃなくて」と言う人あり〕

星委員 駐車場ばかりでは、ここで言ったらきっと駐輪場、駐車場ではあると思うんですけれども。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

阿美生活課長 西那須野の駅周辺ですね、そこには駐車禁止区域とか規制区域等を設けて、シルバーへお願いして徹底してもらっています。そういう区域があるところもあります。

ただ、ないところ、黒磯駅、那須塩原駅はないんですけれども、確かに放置自転車というのは多いんで、シルバーさんをお願いして、今のところは撤去するしかないかなと。

防犯登録してある自転車も当然ありますので、それらについては警察に問い合わせをして、所有者がわかれば、当然私のほうから連絡をして引き取っていただくというシステムで今

若松委員長 よろしいですか。

星委員。

星委員 例えばこの放置自転車でリサイクルするとか、例えばレンタルにするとか、そういった、その次としては別に考えては、修理をして利用してもらうようなことまではないんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

阿美生活課長 実は放置自転車の数、相当台数、年間に何百台とあるんですけれども、それらについて再利用できるものについては、シルバー人材センターのほうで引き取っていただいて、シルバー人材センターのほうで再利用を図っている。1台3,000円ぐらいで、金額はちょっとはつきりしない、申しわけないんですけれども、それで売っているというふうなことは聞いております。

若松委員長 星委員、よろしいですか。

星委員 はい。ありがとうございます。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議がないものと認め、討論を終結い

たします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとする。ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

若松委員長 (その他について。)

若松委員長 以上をもちまして、生活課審査を終了いたします。

皆さん、ご苦労さまでございました。

執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

大変ご苦労さまでした。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

環境対策課の審査

若松委員長 ただいまから環境対策課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

なお、議案の説明は簡素にお願いいたします。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

若松委員長 それでは、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

橋本環境対策課長（議案第59号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものとする。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

若松委員長 ただいまから予算審査特別委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

橋本環境対策課長（認定第1号について説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、意見等をお受けいたします。

ありませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 まず、153ページ、放射能対策事業で工事請負費、指定廃棄物の一時保管倉庫設置、前年度5棟ということなんです。最終処分場がまだ決定していない中で、今後の増設する、しなくてはならないとか、その見込みをまず1点お伺いしたいと思います。

それと、162ページの2項4目広域ごみ処理対策費で、先ほど説明がありまして、管理費のみということで金額的には減額されたんですが、これいつまで管理費を支払う義務があるかどうか。義務というか、債務行為があるかどうかをお聞かせください。

あともう1点、前後してしまうんですが、161ページの最終処分場管理運営事業で、最終処分場の現在埋め立てた後どのぐらい残っているか、埋め立て率というか、それをお知らせいただきたい。と思います。

若松委員長 今の3点について答弁を求めます。

係長。

月井那須塩原クリーンセンター所長 まず、1点でございますが、153ページの放射能対策事業ということで、現在指定廃棄物の保管庫を5棟つくっているということございまして、現在の5棟の中では、あと余裕に入れられるのが1カ月ぐらいいかなというところございまして、もう1棟を今年度あいたスペースに計画をしているというところございまして、こちらのほうで約1カ月半ぐらいになるかなというところではあるんですが、放射能の数値のほうなんです、実は8月が8,000を切りまして6,800ということで、かなり落ち着いてはきておりますので、うまくいけば、今回もう1棟、小さいものをつくるもので、何とか対応できるかなと、こんなふう考えております。

もう1点、161ページでご質問のありました最終処分場の埋め立ての残数量ということでございますが、これにつきまして、さきに確定をした中で残りが40%程度はあるかなというところございしましたが、その後、やはり埋め立てをしておりますので、現時点で言えばおおむね35%ぐらいはまだ余裕があるというような状況になってございます。

若松委員長 課長。

橋本環境対策課長 162ページの広域ごみ処理の負担金の関係なんです、管理費ということで、これは黒羽グリーンオアシスが存在する以上、全てごみを入れた割合によって負担するということになっています。ですから、那須塩原市は今もう既に入れておりませんので、負担割合はどんどん今後は減っていくんで、負担率そのものは減ってはくるんですけども、なくなることはないということでございます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 1点だけ、再質問します。

最終処分場についてであります。余剰、残り35%ぐらいという説明がありましたが、先ほどの指定廃棄物が、ほっとしている部分あるんですが、8,000Bqを下がってきたと、8,000Bq下がった分については、この最終処分場に埋めるとなると、この35%今あるんですけども、今度は埋設量が逆にふえてくるという中で、何年ぐらいもつ見込みですか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

橋本環境対策課長 一番ピークであった去年とかの段階で試算をしてみました。それで今、去年の段階での量での場合を考えますと、それでも約7年ぐらいもつのかなというふうな試算をしております、7年ということは、もうそろそろ次の準備にかからなければならぬ時期に差しかかっているのかなということで考えております。

磯飛副委員長 理解しておりましたので、了解です。

若松委員長 ほかにございませんか。

齋藤委員、ありますか。

星委員。

星委員 ありません。

若松委員長 中村委員。

中村委員 ありません。

若松委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 討論がないものと認め、これより採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするごことでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

若松委員長 (その他について。)

若松委員長 暫時休憩といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を開催したいと思います。

ここでお諮りいたします。

本日傍聴者が来ておりますので、これを許可することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、許可いたします。

〔傍聴者入室〕

若松委員長 傍聴者の皆さん、ご苦労さまです。

陳情第6号の上程、説明、質疑、

討論、採決

若松委員長 ただいまから決算審査特別委員会(第三分科会)を産業環境常任委員会に切りかえます。

陳情第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いします。

事務局。

小磯議事調査係 (陳情第6号について説明。)

若松委員長 説明が終わりました。

各委員からの意見等をお受けいたします。

中村委員 この陳情の中身を分析させていただきました。昨年の9月のときにも同じような、生活クラブからこういった陳情が出されております。

そういった中で、私どもの議会といたしまして採択というものを踏まえて、前回の採択の中身をちょっとチェックをさせていただきました。やはりこの陳情の要旨の中の文言を確認しますと、分別収集の瓶、缶類の内部化、またレジ袋有料化への制度化(牛乳瓶の促進)等々を見ますと、前回と同じように、やはり持続可能な社会へ転換するためにそういったものが必要だろうということと、3番にあります学校牛乳の瓶化の促進ですか、そういったものに、牛乳パックよりは、やはりリユースを考えた場合には牛乳瓶の促進というものが大事かと思っておりますので、私はそういったものから考えまして、採択ということによろしいのではないかと思っております、という意見になります。

若松委員長 ほかにございませんか、ご意見は。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情は、原案のとおり採択すべきものとする事で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり採決すべきものと決しました。

陳情第7号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

若松委員長 続きまして、陳情第7号に入ります。

陳情第7号 那須バイオマスプラントの悪臭に関する陳情書についてを議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いいたします。

事務局。

小磯議事調査係 （陳情第7号について概要説明。）

若松委員長 説明が終わりました。

委員のほうから意見などよろしくお願ひします。  
齋藤委員 これに関して執行部の所感をお伺ひしたいんですが、よろしいでしょうか。

若松委員長 執行部のほうで、じゃ、今の説明をお願いします。

部長。

古内生活環境部長 （陳情第7号について説明。）

若松委員長 今、古内部長より今までの経過並びに報告がありました。

これについて委員のほうから何かありましたら、  
中村委員。

中村委員 るる説明を聞かせていただきました。その中で確認をさせていただきたいと思うんですが、こういった許可申請に対して、こういったものの許可任者はどこにあるのか。

それと、そういった中で、こういうものの申請に対し、市として行政でかかわれるものがどこの分野でかかわっていけるのか。その2点をちょっと明確にお答えを。

若松委員長 執行部の説明を求めます。

古内部長。

古内生活環境部長 まず許可権者でございますが、これは栃木県になっております。市の、じゃ、どこまでできるかということにつきましては、市は県から求められるときの意見を求めるということになっております。

以上でございます。

若松委員長 中村委員。

中村委員 そうしますと、先ほどの説明の中に県に対して説明をされる部分で市民に説明をしてくださいよという点がございました。そんな中で、今回の陳情の趣旨の1番は理解はしておりますが、2番に対してですね、市の対応が非常にちょっと悪かったのではないかととりかねないような趣旨の言葉がございます。こういったものについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。お願ひします。

若松委員長 答弁を求めます。

部長。

古内生活環境部長 意見を求める中で、基本的に

先ほどお話しさせていただきましたように、県の考え方が自治会に入っている、もしくは住民登録しているというのが大原則だという話の中で、そうじゃないだろうということで、まず初めの段階のときには、その関係地域と関係住民のその範囲の決定をですね、いわゆる行政区の中の区域に住んでいる方の住民であれば全て関係ないだろうというスタンスを、うちのほうで要望してきました。ただ、それが受け入れられなかった。

それで、もう一つについては、事業者に対しては、地域に十分な説明が必要でありますよということについても求めた。

結果としてこのようになってきたことについては大変市として、不甲斐ないことについてはちょっと何とも言えない部分ではありますけれども、今後こういったことが起きないように、はっきりとして関係区域内に住居のある者、いわゆる住民登録に関係なく説明してくれということで、意見が求められたときには、こういった表記で今後進めたいというように考えております。

以上でございます。

若松委員長 中村委員。

中村委員 そうしますと、もう一度確認させてももらいますが、今回陳情されております西岩崎の代表の方の中山さんという方の地域のその住まわれている方が、当時は県に許認可を出したときに意見を求めたときには、こういった形を、県のその地域住民という中に該当していなかったという解釈を県はされているという認識でいいんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

橋本環境対策課長 市としましては、あくまでも地域住民という、住民という言葉を使っているんですが、あくまでも自治会に加入しているとか加入していないとか、そういうことに関係なく、市

としては住民全体に求めました。ただ、県のほうの要綱の中では、住民登録のある者という規定がございます、県のほうはその部分で進めたと。協定書ができ上がったときにも、うちのほうの事業者に対して十分な説明が再度必要ですよということで、その住民登録のある者、それから自治会に加入している者以外の方にも説明責任を果たしてくださいということで意見は出しております。ただ、いかんせん、どこまでそれが果たせたかというのは、市にとってもちょっと残念なことだというふうに思います。

若松委員長 中村委員。

中村委員 もう一度、じゃ、あと1つですが、この異臭の測定ですね。10とか14とか、30とか40、それはどういうふうにしてはかるんですか。何か計測器があるんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

係長。

小高公害対策係長 この異臭の関係につきまして、官能試験法による栃木県悪臭対策指導要綱というのがありまして、これに基づいて指導基準値を定めております。この指導基準値のはかり方としましては、まず現地でのにおいのする空気をビニールとか真空状態の容器に採取をしまして、それを測定業者のほうに持ち帰りまして、測定業者のほうで臭気測定士という方を10名ほど用意をしまして、10名の中から当日においに対して鈍感じゃない人をまた選びまして、6人でそのにおいをかいでですね、段階的に空気の濃度を薄めていきます。実際にその臭気測定士の方がにおいを感じなくなるまで臭気を薄めていく中で、感じなくなった時点でどれだけ希釈したかということで、その数値から算出をしまして、この臭気指数というのを割り出すような制度になっています。

若松委員長 中村委員。

中村委員 そうしますと、人間の鼻で確認をしていく手法で感じるものですね。

小高公害対策係長 はい。この臭気指数については人間の鼻で感じて、感じなくなるまでのものから指数を出すというものになっています。

中村委員 わかりました。

若松委員長 よろしいですか。

中村委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

磯飛委員。

磯飛副委員長 先ほどの説明報告の数値は、全て基準を現在のところオーバーしていると、超えているという解釈でよろしいのでしょうか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

橋本環境対策課長 臭気の判定結果なんですけれども、敷地境界においては、今現在規制を超えていないという状況であります。2回ほどやっておりますけれども、2回とも規制値は超えておりません。ただし、排出口、市でやった測定のとくに、排出口からの測定、これが規制値を超えていたという形になっております。

〔「12月のとき」と言う人あり〕

橋本環境対策課長 12月のときでのあれは、周辺か。敷地境界。

若松委員長 答弁を求めます。

小高公害対策係長 改めて説明させていただきませうけれども、業者側で実施した12月の測定では、敷地境界において臭気指数が17ということで、指導基準の14を超えた経過がございます。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 ちょっともう少し細かに説明をいただきたいんですが、排出口というのは、煙突みたいの周辺というのはどこを指しているんですか。

若松委員長 答弁を求めます。

小高公害対策係長 排出口につきましては、排出口で採取することになっております。煙突から出るところで採取することになっておりますけれども、あの施設の排出口が外、上にあったものですから、排出口の曲がり口のところにドレーンという穴があいております。水を抜くための穴が。そこからチューブを挿入しまして、そこから強制的に悪臭を引っ張ってビニール袋の中にためて業者に持ち帰ったということになります。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 ということは、排出口からは基準を超えているものが出ていって、境界では拡散して薄まって基準を下回っているという解釈なんですかね。

若松委員長 答弁を求めます。

どうぞ。

小高公害対策係長 これにつきましては、において自体が必ずしも敷地境界におりてくるわけじゃありませんので、一度排出口から出たものが上空に上がって、その後、ある程度離れたところにおりてくるといことも想定されます。その辺も想定されて、指導基準のほうで、29という指導基準を設定されております。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 そうすると、説明によりまして、許認可権者である県のほうから指導が入ったという説明を受けました。それは指導に入ったということは、基準を超えている排出口からの数値が基準を超えているからということの指導なんですか。それとも境界全体を含めての指導なんですか。

若松委員長 部長。

古内生活環境部長 まず、9月6日に改善計画を出した、いわゆるちょっと強い臭いが出たわけですね。その意味合いというのは、昨年12月に事業者が臭気測定をした時点で敷地境界の臭気数が17

ということで14を超えていたんですね。ということがまず1つ。

あとは、ことしの5月にはかったときに、アンモニアの濃度が120ppmあったと。そのいわゆるオゾン脱臭という方法で脱臭しますよと言っている基礎数値が3.5ppmなんですね。ということは、120ですから、オーバーを超えていると。

結局この2つに基づいて改善計画をしたのが9月6日でございます。ただ、その後、9月6日の同日にうちのほうで別業者を頼んで測定した結果が先ほどお話ししたように、敷地境界は14なくて、10未満ですから、14以下だったということになっておりますが、今、課長からお話しあったように、排出口で基準の29を超える42があったということで、追っかけですね、9月6日に、昨年の話と5月の話で改善計画を県は出しておりますけれども、今回の市のほうではなかったものについても、あわせて県のほうに、改善計画を事業者に求めるようにという話はしております。

磯飛副委員長 もう1点よろしいですか。

若松委員長 磯飛委員。

磯飛副委員長 今、数値で基準超えで質問させてもらったんですが、先ほど中村委員の説明に、どういう機械、あるいはどういう方法で測定するのかの中に、人がにおいを感じるという方法も伴っている。そちらが住民の方が、数値ではどうでもいいということはないんですが、超えていれば基準超えだから、違反は違反なんで。問題は、その周りに住んでいる方々が感じるにおいなんですね。そのにおいについての質問をさせていただきますが、その基準の以内の数値だと、人が感じるにおいというのは悪臭として感じる範囲におさまるのかどうか、感覚的な質問なんですけれども、確認をさせていただければ。

若松委員長 答弁を求めます。

小高公害対策係長 においについては、人間の鼻は相当感覚が鋭いです。この指導基準の14というものに達しなくとも、人間の鼻は感じます。人によってこの辺は感じ方も個人差が出てくる部分ですけれども、大体臭気指数で14というところのぐらいかという話になると思うんですけれども、一般には、デパートの化粧品売り場のにおいが大体15ぐらいと言っていますので、指導基準としてはデパートの化粧品売り場ぐらいのにおいというふうには捉えられています。

これについても、やっぱり人によって感じ方は、強く感じる人、弱く感じる人はある部分だと思います。

磯飛副委員長 わかりました。

私からは以上です。

若松委員長 ほかにございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 先ほど中村委員もお聞きした点でありますけれども、陳情要旨の2つ目の部分、地域住民の説明ですね。あと、大きな2番の多数住宅が存在することを知っていてもかわらずという、この部分の文言については、市としては何ら問題がないと、県の第10条の規定でやっている中で、市としては強く要望しているけれども、県の要綱でこうなっているという解釈でよろしいですか。

若松委員長 答弁を求めます。

課長。

橋本環境対策課長 市のほうといたしましては、当然自治会の加入云々ということの問題にしていることではなく、はなから地域住民という形で、これは毎回そういう形で県のほうにはこういった鈴木産業だけじゃなくて、求めてきました。ですから、県の要綱に従って当然県は作業を進めていく中で、今回、西岩崎の地域住民の方と協定を結んだというような協定書を持ってですね、それを

判断されてしまったという形になります。

ですから、それを追っかけ、その協定書を見た後についても、うちのほうは、いや、それだけでは不十分なんですということで、業者の県側に再度もう一度説明会をやってくださいよという形で申し入れはしました。ただ、それについて認めて、県の事業者側の方もなかなか理解していただけなかったという部分については残念ではありますが、市としては、やれることは一応やったかというふうな部分では考えております。

若松委員長 齋藤委員。

齋藤委員 そうすると、大きな2番に関しての陳情の内容を読んでみますと、むしろ市としてもこの陳情者と同様に、こういう対策をしてほしいという、逆に言えば、住民と、この陳情者と同様の考えで県には強く訴えているという理解でよろしいですね。

若松委員長 答弁を求めます。

橋本環境対策課長 そのようで結構です。そのことを今回踏まえまして、今までは単純に地域及びその住民という表現をずっと使ってきましたけれども、今後はそういった表現をやめまして、もう少し具体的に、住居のある者というような表現の仕方で、もう少し具体的な表現の仕方で県のほうに、意見を求められたときにそのような表現で書いてもう1回求めていくという形で考えております。

若松委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい。

若松委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

若松委員長 ないようなので、意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 ここで大変申しわけないんですけども、

執行部のほうでちょっと退席をお願いいたします。審査に入りますので。

〔執行部退席〕

若松委員長 執行部退席の中ですけれども、これから討論に入ります。

討論はございますか。

〔「意見が」と言う人あり〕

若松委員長 意見。じゃ、今までの執行部からのいろんな説明並びに答弁いただいた中で意見がありましたら。

磯飛委員。

磯飛副委員長 今回の陳情に関しての前に、今まで私の議員経験の中で、こういった産業廃棄物の最終処分場の設置、あるいはつい最近まで住民と一緒にあって、市も議会も一緒にあって反対運動をしてきた西那須野地区の東武商事の増設問題、これら全て、今言ったような関係機関で協力しながら反対、あるいは要望、陳情活動をしてきましたが、残念ながら市には、先ほどの説明あったように、許認可権利はないということで、全てこういったものの許可は県にあるということで、今までもう数々の反対なり要望をしてきたが、全てのほうの法律に基づいた裁定の結果、許可がおりているという経験があります。苦い経験があります。

ただ、それは法律に基づいているんで、残念ながら納得せざるを得ないという状況を経験してきました。

それで、今回の陳情についてであります。

この1番に示されているように、被害軽減に全力を挙げて取り組むこと、これが今までの反対運動、陳情運動と全く同じことであり、先ほどの市の説明の中にも、そういった考えが出ております。

ですから、これについては、全力を挙げて県、あるいは業者のほうに市を通して要望していくと

いう考えには、私も賛同、ここにいる委員さんも皆さん賛同していると思います。あそこに住んでいる方、先ほどの範囲に説明したという話がありました。どの範囲であっても、あそこに住んでいる以上は住民でありますので、その方が悪臭を感じる、その規定、数値も説明を受けましたが、においを感じるのは悪臭でありますので、そういった方が快適に過ごせるように要望していくのが我々の仕事だと思っておりますので、この1番に関しては、先ほど来話しているように、陳情に基づいて全力を挙げて要望していくということ、市のほうにも我々はやっていかななくてはならないと思います。

ただ、2番に関して、先ほど説明がありました。そういった中で、この陳情というものは非常に議会の中で審議して採択を決めるわけですから、重いものがあります、非常に重いものがあり、その中に先ほどの市の説明と違った部分があるものですから、これについて1番とは相反して、私としては違った意見を持つものであります。

ですから、この陳情に対しては、一番の大問題である悪臭対策は進めるべきであり、ただ、2番に関しては説明と若干違う部分がありますので、この辺は慎重に考えなくてはならないというのが、私の個人的な意見です。

若松委員長 ありがとうございます。

続きまして、齋藤委員から何かありましたら。  
齋藤委員 この陳情に関しての趣旨は、当然私も、この悪臭に対しては、委員会の初日にこのプラントに行って委員で現地視察をしてまいった中では、多少、当然悪臭が出ているということで、その改善もなされることがもう当然一日も早くされる、このにおいに関して近隣住民の方は相当苦勞をされているんだろうというものを実感してまいりました。

その中で、先ほども私のほうから執行部に対しての質疑をさせていただきましたが、本来にこの地域住民とともにというか、それを先行して、県にはこの異臭、悪臭対策に率先してやっているというようなところも確認をできました。その中で、先ほど磯飛委員も指摘をされましたけれども、当然そういう趣旨、非常に私もわかりますけれども、この2番に関してのこの実態を無視してというような重大な過失という部分に関しましては、逆にむしろ住民と一緒に、県の許可可でありますので、県に指導を求めている、今後もそういう指導を、要領も変えるというようなくらいの意気込みを感じておりますので、この2番に関しての部分が、私は非常に気がかりにかかるところでございます。

以上です。

若松委員長 ありがとうございます。

よろしいですか、それで。

〔「はい」と言う人あり〕

若松委員長 じゃ、星委員、もしありましたら、意見が。

星委員 やはり齋藤委員と同じように、1番に関して、本当に市も全力で取り組んでやっていますし、本当にいろんな県北地域含めて、ここの施設もそうなんですけれども、産業廃棄物業者が多いということでも、やはり取り組んでいかなければいけないことだと思います。

その2番に関しまして、やはり市としても住民の皆さんと一緒にこの部分の問題解決のために取り組んでいくということですので、2番に関してはちょっと、相対立するものではないんだということを、先ほどの説明の中でも読んでくみ取れたものですから、ここに関しては、やはりちょっと違うのではないかなと感じました。

若松委員長 ありがとうございます。

最後に中村委員。

中村委員 私も前任者同様、そういった考えの中でお話をさせていただきますと、きのう実際現地を見させていただきました。本来ならば、産業廃棄物なんかは県の許認可ですから、立入検査なんていっても県の職員が立ち会っていかないとなかなか見せていただけないところを、良心的にも若干、きのうは中まで見せていただいて、そういった案内もしていただくということで協力的な対応をとっていただき、その中で、やはり私どもの地域は、人と自然が触れ合う安らぎのまちでありますんで、緑と自然、こういった中で、ああいう臭気はやっぱりちょっと強いのかなということで、においはないのが一番いいということは、これはありますが。新しい産業としてのバイオマスプラントですか、日本全国にこういったものがかなりできているということも実際に現実でございますし、これによって発電まで起こしている地域に私どもも何回か視察に行って、結局においのないようなものはまずなかったというのが実際でございます。

その中で、だから、私どもの那須塩原市にこういった数値を超えたものを、これはやはり放置するわけにいかないということは、まさにこれ陳情者の気持ち、十二分にわかりますし、実際あのおいを自分で我慢できるかといったら、なかなかできないのが現実でありますんで、やはりしっかりと県に対応していただきたい、こういうのもう前もって皆さんと一緒に運動展開をしていかねばと思っております。

そんな中で、やはり先ほど来からそういったものやってしまったのは市のせいですよといったものに対しては、これはちょっと角度が違っているのかなということも感じるところでございまして、こういったものに対して陳情を出されてみ

んなで取り組んだ結果、きのうも現地説明、地域の説明、それとかなりの設備投資をして改善をする計画を説明したいんだというような話もされておりましたので、やはりしっかりと取り組んでいただけるようなものを持っていけるのに、全くこれ変わりはありませんが、やはりその2番の文言に対して、市のミステークではないという私も認識をするんで、そういった面についてはちょっと考えざるを得ないという面もございまして、そうした意見でございます。

若松委員長 皆さんの意見がほぼそろってまいりました。

1番に対しては了解していると。2番に対しては市のほうのことでちょっと疑問点があるという意見が出ました。

意見も出そろいましたんで、ここで意見を終了したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 これから討論に入りたいと思うんですけども、もし討論がありましたら。

齋藤委員。

齋藤委員 私は、この陳情第7号 那須バイオマスプラントの悪臭に関する陳情書について、反対の立場で討論をさせていただきます。

陳情者代表西岩崎グリーンランド生活環境を守る会代表中山氏の陳情に対し、委員会初日に現地調査を実施してきた感想と考えを踏まえて、討論とさせていただきますけれども、この陳情の要旨、株式会社鈴木産業の那須バイオマスプラントにおいて、稼働当初から悪臭が発生している、このにおいについては大変住民にとっての日常生活において耐えがたい大きい苦痛を強いられているということで、この苦しみは十分理解するところでございます。1の1に記載されているように、効果的な臭気対策を早急に実施されるということに対

しましては、先ほど各委員から質疑がなされた中にもありましたように、事業者に出向き、あるいは臭気の測定をし、あるいは県との改善指導を行うところを市は全力を挙げてやっているというような説明、むしろ住民と一緒に先行して県には要望しているというようなものがお伺いされました。

しかし、問題は、この2の部分でありまして、実際の近隣地域には組織されていない多数の住民が存在することを承知したにもかかわらず、実態を無視して前記の地域に限定した市の行為は、関係規則条例等の本来の趣旨に沿わない重大な過失、悪臭問題を招いた一因と言えるという、この文面の部分でありますけれども、先ほどの内容で、既に市は、先ほども申したように、臭気測定や県への第10条に関して強く要望活動も行っているようでありまして、しかしながら、残念ながら、このプラントについての営業稼働に関しては、県の許認可ということでありまして、その許認可の規定の中で許可がおりてしまったということも、先ほどの中でお聞きしました。

また、県指導要綱の第10条では、先ほども

関係住民に説明するに当たり、関係地域及び関係住民の範囲を決定することとなっております、関係住民は関係地域に住所を有する者であり、住民登録している者となっております、何らこれにしまして市の対応に問題はなく、反対といたしますけれども、むしろ県との要望を市のほうは非常に前向きな姿勢で訴えております。反対とはいたしますが、今後は県及び事業所に対し、関係区域内に住居のある者と明記し、自治会に加入のあるなしにかかわらず、関係住民とするよう、市も県に対し強く要望するというようなお話がありましたので、こういうものを強く我々議会としても県に要望しながら、残念であります、反対討論といたします。

以上です。

若松委員長 ありがとうございます。

ほかに討論ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

若松委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

若松委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

那須バイオマスプラントの悪臭に関する陳情書の採択を求める陳情は、原案のとおり採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

若松委員長 挙手なしということでよろしいでしょうか。

よって、不採択すべきものと決しました。

以上でこの陳情書については終わります。

その他に入ります前に、傍聴者の方、退席願います。ご苦労さまでした。

〔傍聴者退席〕

〔執行部入室〕

若松委員長 暫時休憩。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

若松委員長 休憩前に引き続き委員会を行います。

その他

若松委員長 (その他について。)

以上をもちまして環境対策の審査を終了いたします。

ます。

以上で本日の審査事項は終了いたしました。

閉会の宣告

若松委員長 これをもちまして委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時06分